

無法の上塗りにより三権分立を根底から崩す 検察庁法の「改正」に抗議する

安倍政権は、国家公務員の定年延長に合わせ、検察官の定年を段階的に引き上げ、63歳以上は高検検事長や地検検事正といった要職につけないとしながらも、政府が判断すれば特別にその職にとどまれるとする規定を盛り込んだ、検察庁法改正案(国家公務員法などの一部改正する法律案)を国会提出した。

1月31日に閣議決定した黒川弘務東京高検検事長の定年延長は、検察庁法についての従来の政府見解すら知らず、確認しないままに法の解釈を捻じ曲げて、検察庁トップに官邸の息のかかった人物を登用することを狙って強行したものであり、国民救援会は、安倍首相及び森法相宛に文書を送付し、抗議の意思表示をおこなった(2月25日付)。

今回提出された「改正」法案は、自らの失態を糊塗するために行ったものであり、恥も外聞も投げ捨てた無法の上塗りと言わざるを得ない暴挙である。しかも法案は、無理に捻じ曲げた解釈変更という暴挙を覆い隠すため、国家公務員の定年延長法案について、それまでの検討事項には含まれていなかった検察庁法の「改正」を急遽書き込むという姑息な形で提案している。

検察庁法は、戦前、検察により人権侵害が続いたことの反省に立ち、多くの人権条項を盛り込んで確立された日本国憲法の原理の下で、検察官は、政界を含む権力犯罪にも切り込む強い権限を持つために、「公益の代表者(検察庁法第4条)」として政治からの独立性・中立性を旨としている。

ところが「改正」案では、内閣が「職務遂行上の特別の事情を勘案し」「内閣が定める事由があると認められるとき」にあたりと判断すれば、特例措置として63歳以降も最高検次長検事や高検検事長、各地検トップの検事正などの役職を続けられるようにする内容としている。検察官の公正な職務遂行が損なわれかねない措置であり、政治からの独立・中立という法の趣旨に明確に反する。ましてや、現在、安倍首相を筆頭に、閣僚や政権の中枢議員が、刑事法等に抵触する犯罪をおこなったとの疑惑が深まっている中で、このような法「改正」をおこなうことは、内閣が直接検察人事に介入することによって政権が検察人事を私物化するものと言わざるを得ず、司法権に関与する検察の人事に内閣が直接介入できることとなることから、三権分立を根底から崩すものである。

様々な権力犯罪や、人権侵害事件、冤罪事件の犠牲者を支援している国民救援会にとって、このような検察官の職務の公正・適正を損ない、ひいては事実と道理に基づき「事案の真相を明らかにする」刑事司法制度の機能破壊と民主主義を崩壊させる暴挙で、断じて許すことはできず、断固抗議し法案の撤回を求めるものである。

2020年3月21日

日本国民救援会
会長 望月憲郎